

《制限を超えるリハビリテーションの保険外併用費用について》

■診療内容、料金（消費税込）及び算定する基準

診療内容	料金（消費税込）	算定基準
脳血管疾患等リハビリテーション（Ⅱ）	2,035 円	標準的な日数を超えて行った場合（別に厚生労働大臣が定める患者については1日13単位）
運動器リハビリテーション（Ⅰ）	2,200 円	
呼吸器リハビリテーション（Ⅰ）	1,925 円	

■実施するための必要条件

- リハビリテーションを実施にあたっては、患者さんの治療に対する意欲を高める必要がある場合